事業承継・引継ぎ後に経営革新に挑戦したい！
事業引継ぎ時に専門家を活用したい！

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ（M&A）後の設備投資や販路開拓等を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。

事業概要

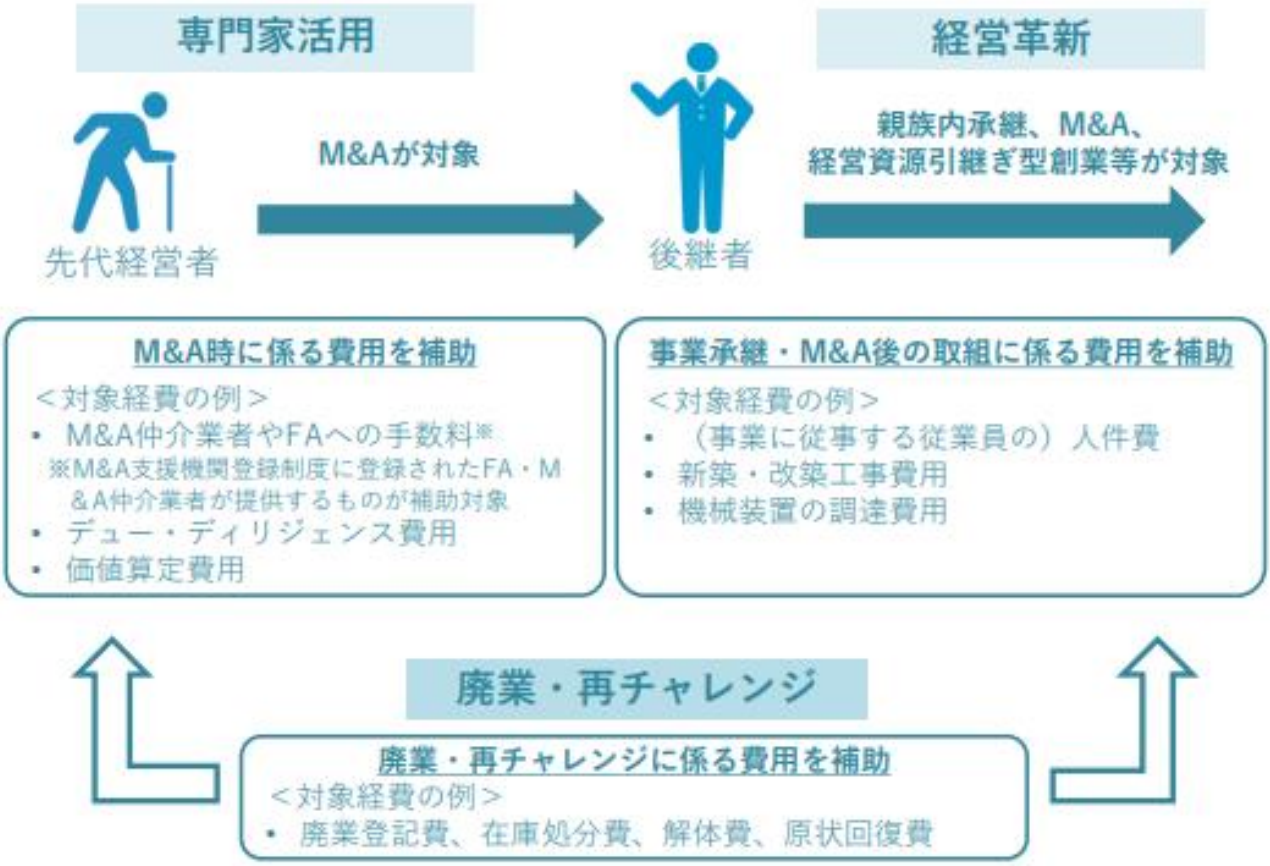

✓ 令和4年度補正予算

支援の枠組み	補助率	補助額
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新※1	1/2・2/3	～600万円
	1/2	600万円～800万円※2
②経営資源引継ぎ時の士業専門家等の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2・2/3	～600万円※3
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ※4	1/2・2/3	～150万円

※1 「親族内承継」、「M&A」、「創業」の類型が存在
※2 一定の賃上げを実施する場合に補助上限が上乗せ
※3 M&Aが未成約の場合は補助上限額が半減
※4 経営革新または専門家活用と併用可

北海道経済産業局　産業部　中小企業課　TEL:011-709-2311（内線2562）
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

経営を立て直したい！

北海道中小企業活性化協議会

北海道中小企業活性化協議会は、「中小企業の駆け込み寺」として幅広く中小企業者の相談に対応し、地域の中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する公的機関です！
※令和４年４月から、再生支援を行う「中小企業再生支援協議会」と経営改善支援を行う「経営改善支援センター」が統合し、「中小企業活性化協議会」になりました。

事業内容

１．収益力改善支援

・収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じるおそれがある中小企業者が対象。
・こうした状況に移行しないよう、収益力改善計画（簡易な収支・資金繰り計画＋収益力改善アクションプラン）の策定を支援。

２．再生支援

・収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業者が対象。
・事業再生に向け、債権放棄や第二会社方式などの抜本的な再生手法を含む再生計画等の策定を支援。

３．再チャレンジ支援

・収益力の改善や事業再生等が極めて困難な中小企業者や経営者等が対象。
・「円滑な廃業」や「経営者等の再スタート」に向け、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「経営者保証に関するガイドライン」を活用し、外部専門家をサポート。

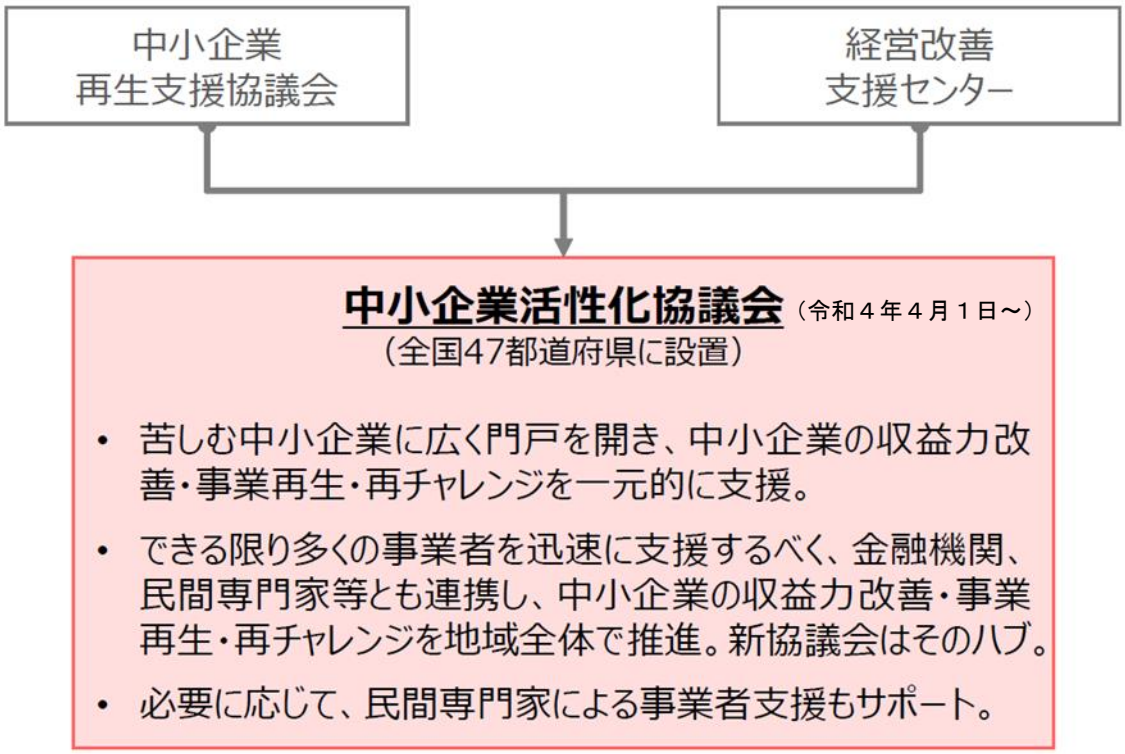

北海道中小企業活性化協議会
℡ 011-222-2829　URL：https://www.sapporo-cci.or.jp/saisei/
（経営改善計画策定支援事業については、℡ 011-232-0217
URL：https://www.sapporo-cci.or.jp/keieikaizen/　）

事業を円滑に引き継ぎたい！

北海道事業承継・引継ぎ支援センター

北海道に設置する公的相談窓口として、中小企業の事業承継に関するあらゆる相談に対応します。

事業概要

事業承継･引継ぎ支援センター

（1）親族内承継支援

親族や従業員に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援

（2）第三者承継（M&A）支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援

よくあるご相談

- ✓そもそも何から始めたらいいのか分からない
- ✓会社の株式をどう後継者へ渡せばいいのか？
- ✓後継者がいないがどうしたらいいのか？
- ✓M&Aの相手を探してほしい

北海道事業承継・引継ぎ支援センター（札幌商工会議所内）　℡ 011-222-3111
URL：https://www.hokkaido-jigyoshokei.jp/

事業を円滑に引き継ぎたい！

北海道後継者人材バンク

「創業希望者」と「後継者不在の事業者」とを引き合わせ、事業を引き継ぐために必要となる様々な支援を行います。

事業概要

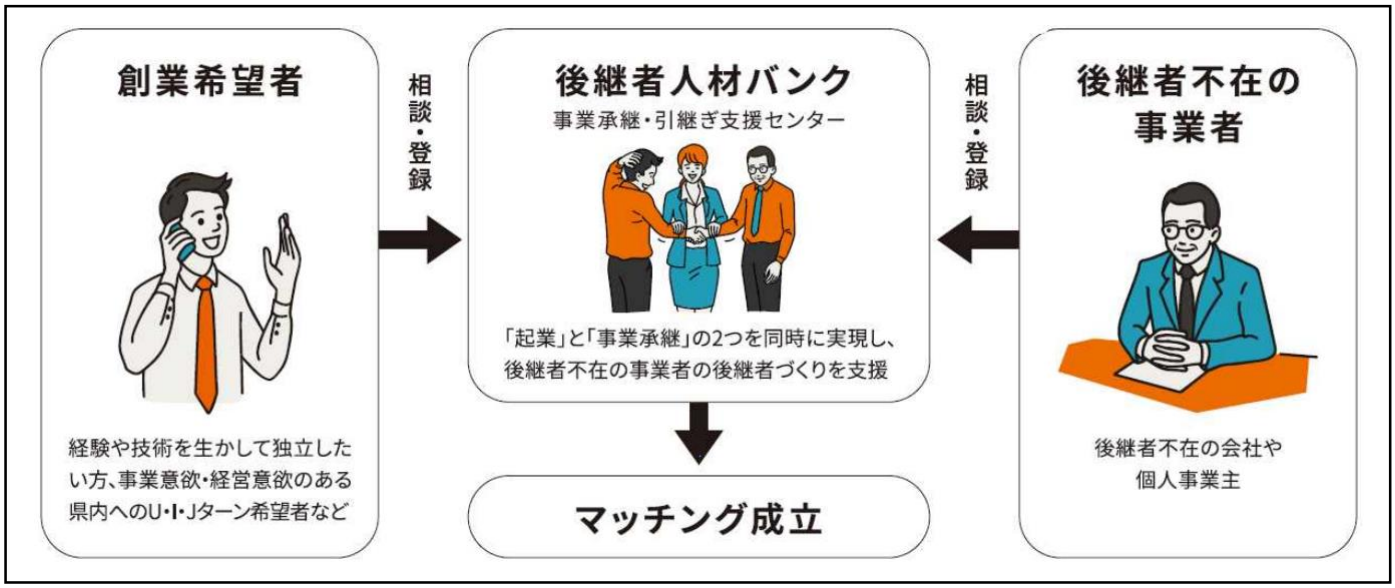

北海道事業承継・引継ぎ支援センター（札幌商工会議所内）　TEL 011-222-3111
URL：https://www.hokkaido-jigyoshokei.jp/bank/

事業縮小に伴い労働者を休業、出向させたい！

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を休業、教育訓練又は出向させた場合、その手当若しくは賃金等の一部を助成します！

支給額

１　休業等の場合
　　助成率：休業手当相当額の２／３（大企業１／２）
　　限度額：１人１日当たり雇用保険基本手当日額の最高額
　　支給限度日数：１年間で１００日（３年間で１５０日）
　　教育訓練を実施した場合、１人１日当たり事業外訓練は１，２００円を加算。
２　出向の場合
　　助成率：出向元で負担した賃金の２／３（同１／２）
　　（出向前の通常賃金の１／２を限度）
　　限度額：１人１日当たり雇用保険基本手当日額の最高額×３３０／３６５を限度。

ご利用方法

・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近３か月間の月平均値が前年同期に　比べ１０％以上減少していること等の要件があります。
・URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。
・北海道労働局 職業対策課分室　℡ 011-788-2294
・ハローワーク（公共職業安定所）　※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

技術面の困りごとを解決したい！

「北のものづくりネットワーク」について

道内各地域の産業支援機関や、ものづくりに関連する業界団体の連携のもと、「北のものづくりネットワーク」がものづくり企業の皆様からの技術課題や新製品の開発などに関する課題解決を支援します。

制度の内容等

1　相談内容・相談先

（1）　技術課題や製品開発などに関する課題解決に向けたご相談
　→　最寄りの産業支援機関へご相談ください。

（2）　より付加価値の高い製品開発のための共同開発に向けたご相談
　→　加入されている業界団体へご相談ください。

2　支援（ネットワーク）の仕組み　～2つのネットワークでものづくり企業の課題解決を支援します！～

地域のネットワークと業界団体のネットワークで、企業の皆様のご相談に効果的に対応します。

（1）　地域のネットワーク

地域内の支援機関や大学などのネットワークを構築し、各機関が持つ資源を持ち寄ることで地域内での課題解決を促進し、地域内で解決できない課題は、全道的中核機関が支援します。

（2）　業界のネットワーク

ものづくりに関連する6団体のネットワークを構築し、業界団体の会員企業の相互交流により、食品や機械、ITなど産業間の連携を強化し、付加価値の高い製品開発を促進します。

3　相談窓口

道内各地域の産業支援機関		
道南	公益財団法人 函館地域産業振興財団（道立工業技術センター）	TEL 0138-34-2600
道央	公益財団法人 室蘭テクノセンター	TEL 0143-45-1188
道央	公益財団法人 道央産業振興財団	TEL 0144-51-2770
道北	一般財団法人 旭川産業創造プラザ	TEL 0166-68-2820
ｵﾎｰﾂｸ	一般社団法人 北見工業技術センター運営協会（北見市工業技術センター）	TEL 0157-31-2705
釧路・根室	公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター（釧路工業技術センター）	TEL 0154-55-5121
十勝	公益財団法人 とかち財団（十勝産業振興センター）	TEL 0155-38-8850

ものづくり関連業界団体	
一般社団法人 北海道農業機械工業会	TEL 011-251-7743
一般社団法人 北海道機械工業会	TEL 011-221-3375
一般社団法人　北海道食品産業協議会	TEL 011-241-6447
一般社団法人 北海道バイオ工業会	TEL 011-299-8878
一般社団法人 北海道IT推進協会	TEL 011-590-1380
一般社団法人 北海道情報システム産業協会	TEL 011-210-8031

中核機関　※企業からの相談に対応する中核を担う機関	
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部（ものづくり支援センター）	TEL 011-747-2357
公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	TEL 011-232-2001
公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）	TEL 011-708-6525

〈メールマガジン「ものマガ」〉

［掲載内容］

・北海道・・・国や道などの助成制度、道内外の展示会等の情報を提供
・メルマガ登録企業・・・新技術・新製品のアピールや、課題解決に向けた情報交換

北海道経済部 産業振興局 産業振興課　ものづくり産業係　TEL 011-204-5323
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/network.html

生産性や品質・コストなどの課題を解決したい！

ものづくり産業分野人材確保支援事業（専門家派遣・成功事例創出）

自動車産業等への参入に向け、企業が抱える生産性や品質向上、コスト低減などの課題を解決するため、課題に対応した専門家（エキスパート）を派遣し、指導・助言を行います！

制度の内容等

本道企業の自動車関連産業や食関連機械産業等への参入を促進するため、大手自動車メーカーが求めるQCD（品質向上・コスト低減・納期短縮）対応力や、食品メーカーが求める品質管理や生産工程改善の企画提案力など、参入を目指す企業個々の課題に応じた専門家を派遣し、きめ細かに支援します。

対象者・対象事業者など

■　対象者　技術力強化に積極的な道内ものづくり企業

■　実施スキーム

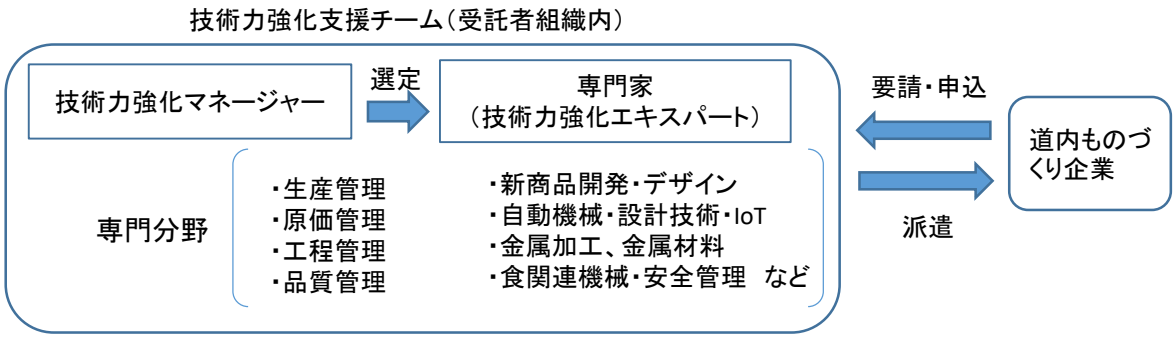

※本事業は委託で実施します。

費用など

専門家の派遣に係る費用は無料です。

北海道経済部 産業振興局 産業振興課　ものづくり産業係　TEL 011-204-5323

ものづくりにＤＸを取り入れて生産性･競争力を向上したい！

ものづくり産業分野人材確保支援事業（ＤＸ促進活動支援事業）

ものづくり事業者のDX促進に向けAIやIoT等に関する知識･技術を習得したい方々を支援します。

制度の内容等

道内ものづくり企業の生産性や競争力向上に繋げるため、AIやIoT技術、製品設計における3Dプリンターや XR技術の利用、ロボット活用等のテーマについて各種研修会を開催します。

また、研修参加者からの技術相談等に対するフォローアップを継続的に行い、企業の業務改善に繋がるような個別支援を行います。

１　研修会の開催

・DXの促進（※TBPを活用したDX導入法講座、データ解析・活用研修）

※TBP：トヨタ・ビジネス・プラクティス

・AI技術活用（AI技術活用促進セミナー、AIプログラミング実践研修）

・IoT活用（RaspberryPiで学ぶIoT研修、IoT活用セミナー、電磁波応用技術セミナー）

・3Dデジタルものづくり（3Dデジタルコンテンツ研修、3Dデジタル造形研修）

・ロボット技術（ロボットSIer育成研修、生産性向上ロボット導入・活用セミナー）

〇実施形式　セミナー、実践型研修

〇開催方法　集合、オンライン又はハイブリッド

２　個別支援

研修参加者からの技術相談に対して、幅広い知見から的確な助言や専門家の紹介など、継続的にフォローアップを行い、参加企業の業務改善に繋げる取り組みを行います。

対象者

〇対象者

在職者、新規学卒者等

このような事業者におすすめです！

・ものづくり事業者でDXを推進したい

・付加価値の高い製品を開発したい

・自動化・省力化技術により人手不足を解消したい

・生産性・競争力を向上したい

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係　TEL 011-204-5323

＜事業実施機関＞

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 ものづくり支援センター　TEL 011-747-2324

食品加工技術の高度化や新製品開発に取り組みたい！

道立地域食品加工技術センター・地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

食品製造を行う企業等に対し、加工技術の指導や技術講習会を開催するとともに、企業のニーズに応じた加工技術の開発を行い、加工技術の高度化、人材育成、新製品開発等を支援します！

支援内容

技術相談 技術指導	企業等からの技術相談に対応し、助言を行うほか、企業等に出向いて、個別に技術指導を行います。（随時受付）
技術研究会	専門家又はセンター職員が講師となって、業種や技術別の共通課題について、検討、情報の交換・共有を行います。
技術講習会	企業等の食品製造に関わる従業員の技術の向上を図るため、加工・検査等の実習を伴う専門技術講習会を開催します。
研修者の受入 （無料）	道内企業等の技術者や研究者を研修者として受け入れ、技術の習得を図ります。
試験設備、 機器の開放 （有料）	加工機械、測定機器、分析機器などの各種設備を有料で道内企業等の利用に供します。
依頼試験・分析 （有料）	道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
URL：https://foodohotuku.jp/
住所：〒090-0008　北見市大正353－19　　℡ 0157-36-0680

北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
URL：https://www.tokachi-zaidan.jp/
住所：〒080-2462　帯広市西22条北２丁目23－10　℡ 0155-37-8383

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部　食品加工研究センター
URL：https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/food/index.html
食品技術支援グループ
住所：〒069-0836　江別市文京台緑町589番地４　℡ 011-387-4132

技術相談や試験・分析をしたい！

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

道内企業等の技術的課題の解決や新製品・新技術の開発などを、技術相談や研究職員の派遣、依頼試験・分析などにより支援します！

支援内容、対象となる方

区　分		内　容
技術支援	技術相談 （無　料）	研究職員が道内企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種技術的な相談に応じます。
	技術指導 （無　料）	工業試験場及び依頼先等で、技術的課題の解決に向けた支援をします。
	技術開発派遣指導 （有　料）	研究職員を道内企業等に中長期間（21日以上）有料で派遣し、新製品・新技術の開発などを支援します。
	短期実用化研究開発 （有　料）	短期間で実用化しようとする中小企業等に研究職員を短期間（6～20日間）、有料で派遣し、新製品・新技術の開発を支援します。
	試験設備、機器の開放 （有　料）	工業試験場の加工機械、測定機器、分析機器などの各種設備を有料で道内企業等の利用に供します。
	依頼試験・分析 （有　料）	道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。
技術者養成	研修生の受入 （無　料）	道内企業等の技術者や大学等の学生などを研修生として受け入れ、技術の習得を支援します。

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部
ものづくり支援センター 工業技術支援グループ

住所：〒060-0819　札幌市北区北19条西11丁目　℡ 011-747-2345
URL：https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/gijyutu/（技術支援）
https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/yousei/（技術者養成）

技術相談や共同研究、試験分析をしたい！

道立工業技術センター等の技術支援等

道立工業技術センター、道立オホーツク圏地域食品加工技術センター及び道立十勝圏食品加工技術センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けて技術相談などを行うとともに、新製品・新技術の開発などを共同研究や依頼試験分析などにより支援しています！

支援内容

区　分	内　　容
技術支援	（技術相談） 研究職員が企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種相談に応じます。 （現地技術支援） 研究職員が企業等を訪問し、技術的課題の解決に向けて助言します。 （移動食品加工技術センター） 地域食品加工技術センターでは、圏域内各地域に出向いて、個別技術相談及び現地技術支援等を行います。
技術者養成	（技術講習会） 先端的な技術及び基礎・応用技術の習得を目的とした講習や研修を行います。 （研修生受け入れ） 道内企業等の技術者や研究者を研修生として受け入れ、技術の習得を図ります。
試験分析 （有　料）	道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。
設備機器等の開放 （有　料）	各種設備や加工機械、測定機器、分析機器などを有料で道内企業等に開放します。

北海道立工業技術センター
住所：〒041-0801　函館市桔梗町379番地　　℡ 0138-34-2600
URL：http://www.techakodate.or.jp/center/
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
住所：〒090-0008　北見市大正353－19　　℡ 0157-36-0680
URL：http://foodohotuku.jp/
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
住所：〒080-2462　帯広市西22条北２丁目23－10　℡ 0155-37-8383
URL：https://www.tokachi-zaidan.jp/

北海道で事業をしたい！

企業立地を促進するための助成措置（北海道産業振興条例）

支援内容

類型	分野	対象業種(事業)		対象地域	新設増設	補助要件・投資額・雇用増　注1	助成内容　注10 助成額　注2	限度額	通算限度額
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業　注5 高機能素材・複合材料関連製造業 注5		全道 （札幌市を除く） （植物工場は、工業団地又は工場適地に限る。（札幌市を除く））	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円 注11	20億円 同一企業につき
					増設		投資額の5%	5億円	
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業			新設		投資額の10%	10億円 注11	13億円 同一企業につき
					増設		投資額の5%	3億円	
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること			新設	10億円以上 1人以上	投資額の5%	1億円	1億5千万円 同一企業につき
					増設		投資額の2.5%	5,000万円	
		データセンター事業			新設	一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 注7 20億円以上 5人以上	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 同一企業につき
					増設		投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円	
		基盤技術産業.			新設	2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき
					増設		投資額の5%		
		本社機能移転事業	（設備投資）	全道 （札幌市を除く）	新設	1億円以上 20人以上	投資額の10%	1億円	ー
			（賃借）	全道	新設	（投資額要件なし） 20人以上 （札幌市は30人以上）	1年間の賃料の1／2×3年間 （札幌市は1年間）	1,000万円／年	ー
	発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関する業種に限る		全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき
					増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円	
		高度物流関連事業　注12 ※成長産業分野に関する業種に限る		全道 （札幌市を除く）	新設	20億円以上 20人以上	投資額の10%	5億円	6.5億円 同一企業につき
					増設		投資額の5%	1.5億円	

<table>
<tr><th rowspan="2">類型</th><th rowspan="2">分野</th><th rowspan="2">対象業種(事業)</th><th rowspan="2">対象地域</th><th rowspan="2">新設
増設</th><th rowspan="2">補助要件
・投資額
・雇用増　注1</th><th colspan="3">助成内容　注10</th></tr>
<tr><th>助成額　注2</th><th>限度額</th><th>通算限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="9">類型Ⅱ</td><td rowspan="9">市町村連携促進分野</td><td rowspan="9">・製造業
・自然科学研究所
・高度物流関連事業
注12
・データセンター事業
・IT産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業）
・コールセンター事業
・植物工場
※市町村が行う立地助成措置の対象であること</td><td rowspan="2">特別対策地域　注6</td><td rowspan="2">新設
増設</td><td rowspan="6">2500万円以上
5人以上（補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増（2人まで）を含むことができる）</td><td>投資額の4%</td><td>1億円</td><td rowspan="9">投資助成
3億円

同一企業につき</td></tr>
<tr><td>雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)</td><td>5,000万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域
注8・注9</td><td rowspan="2">新設</td><td>投資額の8%</td><td>1億円</td></tr>
<tr><td>雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)</td><td>5,000万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域未来投資促進法適用地域　注8・注9</td><td rowspan="2">新設</td><td>投資額の4%</td><td>1億円</td></tr>
<tr><td>雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)</td><td>5,000万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工業団地
（札幌市を除く）（製造業又は植物工場に限る。）（植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。（札幌市を除く））</td><td>新設</td><td rowspan="2">5,000万円以上
5人以上（補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増（2人まで）を含むことができる）</td><td>投資額の8%</td><td rowspan="2">1億円</td></tr>
<tr><td>増設</td><td>投資額の4%</td></tr>
</table>

注1　雇用増の人数には、工場等の新設または増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。
　　類型Ⅱにおいては、雇用増の「5人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増（2名まで）を含むことができます。
2　省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等（以下、「環境配慮型工場等」という。）については、「助成額」欄の所定の助成率に1パーセントを加算します（類型Ⅰのデータセンター事業と本社機能移転（賃借）を除く）。ただし、その場合にあっても「限度額」は変わりません（加算されません）。なお「通算限度額」には加算額は含まれません。
3　助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。
また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。
4　認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種（事業）のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。
5　地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限る。（有識者会議の意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。）
6　特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。
7　環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。
8　札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限ります。
9　特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
10　補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。
11　雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

<table>
<tr><th colspan="2">自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業</th><th colspan="2">電気・電子製造業、医薬品製造業</th></tr>
<tr><th>雇用増</th><th>限度額</th><th>雇用増</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>20人以上50人未満</td><td>5億円</td><td>20人以上50人未満</td><td>5億円</td></tr>
<tr><td>50人以上100人未満</td><td>10億円</td><td>50人以上</td><td>10億円</td></tr>
<tr><td>100人以上</td><td>15億円</td><td></td><td></td></tr>
</table>

12　高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。

ご利用方法

助成を受けるためには、工事着手前90日から工事着手する日までに立地計画の認定申請をし、立地計画の認定を受けることが必要です。
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm

北海道経済部　産業振興局　産業振興課　立地推進係　℡ 011-204-5324

設備を導入したい！

小規模企業者等設備貸与制度

小規模企業者等の方が、創業又は経営の革新に必要な設備を導入する際に、（公財）北海道中小企業総合支援センターがその設備を購入し、小規模企業者等の方に分割払いで販売又はリースでお貸しします！

制度内容

	割　賦　販　売	リース
貸付限度額	100万円～1億円	
貸付利率	割賦損料率 年1.8～2.0%	月額リース料率 0.998(10年)～2.955(3年)%
貸付期間	法定耐用年数により最長10年 （うち据置期間1年以内）	法定耐用年数に応じ、3～10年

対象となる方、対象設備

・常時使用する従業員数が５０人以下の中小企業者等
・対象設備は、道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの
　※土地、建物、電気・配線工事、車両登録諸費用（諸税含む）、単体が１０万円未満のもの、
　　中古設備等は対象外

（公財）北海道中小企業総合支援センター　金融支援部　金融支援グループ
℡ 011-232-2404
URL：https://www.hsc.or.jp/consul/facility/_small/

ハローワークに経営、人材確保等の相談をしたい！

北海道ビジネスサポート・ハローワーク

人材確保と経営力の強化に取り組む企業を応援しています！

概要

北海道と北海道労働局が共同で、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化など、中小企業の皆様、新規創業をお考えの皆様へ各種サービスを提供する施設として設置された、ハローワーク札幌の出先機関です。
北海道労働局が取り扱っている助成金制度や雇用保険の手続き関係の事業主向けセミナーも実施しております。

・場　　所　札幌市中央区北１条西２丁目２　北海道経済センタービル９階
・利用時間　平日：午前９時30分～午後５時00分（土・日・祝日、年末年始は閉庁）

主な提供サービス

＜雇用関係助成金の活用に関する相談等＞
雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）において取扱う各種助成金の相談、事業主向けセミナー等を行います。
＜人材確保に関する相談＞
新規創業に伴う求人コンサルティングを行います。
＜経営相談等＞
同一フロア内の（公財）北海道中小企業総合支援センターが起業や経営・事業承継等に関する相談を行います。
＜在職者職業訓練総合相談窓口＞
「従業員の技能・能力向上をお考えの事業主に対し、北海道と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する認定職業訓練や能力開発セミナーのご案内と併せて北海道労働局が取り扱う訓練関係の助成金制度についてご説明いたします。」

北海道ビジネスサポート・ハローワーク　℡ 011-200-1622
URL：　https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html

人材の確保・定着に取り組みたい！

戦略産業人材確保・定着支援事業

地域産業を支える労働力の確保に向け、北海道の戦略的産業分野の人材確保･定着を支援し、良質で安定的な正社員等雇用の創出･定着を図る。

制度の内容等

１　専門アドバイザーによる無料相談支援
　多様な人材の確保に向けた中小・小規模企業等の取組みに対し、専門アドバイザーを派遣し、個別支援を行います。
（採用戦略支援、就業環境改善支援等）

２　企業見学・長期インターンシップ受入支援
　企業見学・長期インターンシップの受入を希望する企業に対し、求職者の募集・マッチング及び受入サポートを行います。

３　補助金支給
　上記１の専門アドバイザーによる無料相談支援をベースにさらに人材確保・定着に取組む中小・小規模企業等に対し、専門アドバイザーによるコンサルタント経費の補助を行います。
・対象経費　専門アドバイザーによる人材確保・職場定着に係るコンサルタント経費
・補 助 率　１／２（上限30万円）
・交付件数　10件

対象事業者など

＜対象事業者＞
道の指定分野に属する中小・小規模企業等を対象とする。
〇人手不足産業分野
農業・林業、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、運輸業、郵便業、建設業

〇中小・小規模企業等
道内に本社や支店等の拠点をもつ事業者

北海道経済部　労働政策局　産業人材課　人材確保支援係　TEL 011-251-3896

道外在住の優秀な人材を確保したい！

ＵＩＪターン新規就業支援事業(移住支援事業)

道が運営するマッチングサイトに求人を掲載している「移住支援金対象法人」(道に登録申請が必要)の求人に応募し、**就業**した東京圏からの移住者に対し、市町村が**最大100万円**(世帯最大100万円、単身最大60万円)を支給しています。

マッチングサイトの概要及び求人掲載方法

①マッチングサイトの概要

・マッチングサイトに掲載されている求人へ就業した東京圏からの移住者に対し、
最大100万円（世帯最大100万円、単身最大60万円）を支給します。（別途要件あり）

※法人に移住支援金の負担はありません。

・求人条件をより魅力的にすることができる絶好の機会ですので、是非ご活用ください。

②求人の掲載について

・求人の掲載にあたっては次の２つの手順が必要です。

１．道への登録申請 …道ホームページの登録申請書（エクセル）をダウンロードし、
法人名など必要項目を記入後、メールにて提出してください。

（道ＨＰ）

（道での登録承認後↓）

２．求人の作成（掲載無料）…サイトに掲載する求人を作成願います。

・**詳細及び申請方法**は道ＨＰ「移住支援金特設ページ(法人向け)」をご参照ください。
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html)

移住支援金の対象となる移住者について（支給要件）

次の①～④の全てを満たしている方です。

①移住する直近の10年間のうち通算５年以上、**東京２３区に在住or通勤されていた方**
②移住する直前で、１年以上、東京23区に在住or通勤されていた方
③北海道内の移住支援金対象の132**市町村**に転入された方
④**マッチングサイト**に掲載されている求人に応募し新規就業された方

※市町村によって、対象となる移住の形態や支給要件が異なりますので、
詳しくは移住先の市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係
（ＴＥＬ)０１１－２５１－３８９６(直通)

道内・道外の人材を確保したい！

人材確保緊急支援事業

道内や道外に在住する方が、人手不足が深刻な業種の道内事業所で一定期間以上就労した場合、就労者及び道内事業所に支援金等を支給します。

制度の内容等

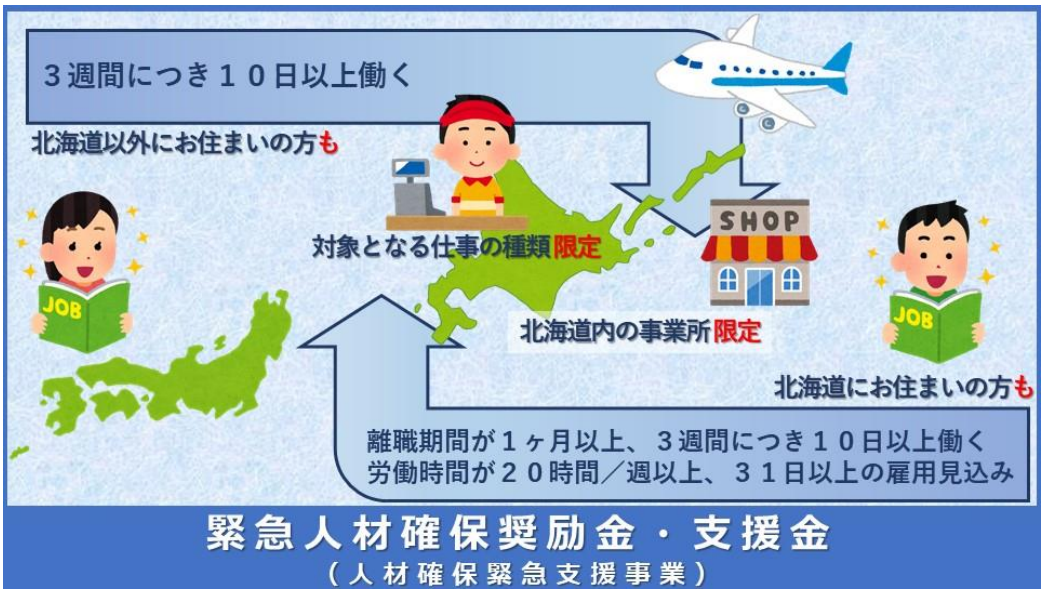

支給額（１回限り）

道内事業所　　支援金　**10万円**

※要件を満たす方の**雇入れ数に制限はありません**が、**事業所への支援金支給は1回限り**です。

道内や道外に在住する方　奨励金　**10万円**（＋ 移動費 **実費上限 10万円**）

※奨励金、支援金は予算の範囲で支給いたしますので、申請が予算の範囲を超えた場合は申請いただいても奨励金、支援金は支給いたしません。

対象業種

（第４回改訂 厚生労働省編職業分類 による）

09建築・土木技術者等、13保健師、助産師等、14医療技術者、16社会福祉の専門的職業、19教育の職業、34営業の職業、36介護サービスの職業、37保健医療サービス、38生活衛生サービス、39飲食物調理の職業、40接客・給仕の職業、42 その他のサービス、45その他の保安職業、46農業の職業、52金属材料製造等、54製品製造・加工処理、60機械整備・修理の職業、66自動車運転の職業、70建設躯体工事の職業、71建設の職業、72電気工事の職業、73土木の職業、76清掃の職業

対象者

事　業　所	○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人で、あって、条件を満たす道内や道外に在住する者を一定期間以上雇用
個　　人	○**令和5年6月1日から令和5年9月30日まで**に一定期間以上就労する次の条件を満たす道内や道外に在住する方(※5月31日以前の雇用契約は対象外) ・**道外に在住**する方：3週間につき**10日以上勤務** ・**道内に在住**する方：**離職期間が1ヶ月以上**あり、**労働時間が週20時間以上**、**31日以上の雇用見込み**があり、3週間につき**10日以上勤務**

北海道経済部　労働政策局　産業人材課　人材確保支援係　TEL 011-251-3896

ものづくり人材を確保したい！

ものづくり分野等に関わる従業員の人材確保

求職者の方々を対象に、企業での生産現場の実態に即したものづくり分野に特化した６～７ヶ月の職業訓練を実施しています。
企業と訓練を受講されている方々のマッチングのお手伝いをします。

制度の内容等

○企業からの訓練受講者に対する求人の相談等
ポリテクセンターでは、企業での活躍の場を求めている訓練受講者及び訓練修了者に対する、企業からの求人相談等を受けつけています。
○求職情報「人材情報誌」等の提供
求職活動中の訓練受講者及び修了者のこれまでのキャリアや取得資格、自己アピール、希望職種等をまとめた求職情報「人材情報誌」等を人材を求める企業等に提供しています。
○訓練受講者の企業実習（ポリテクセンター北海道・ポリテクセンター旭川）
企業実習付き職業訓練を実施しています。企業実習期間は１ヶ月程度です。
企業実習受入企業（※）においては、訓練受講者の人柄、業務への取組み姿勢、持っているスキル等から採用に結びつけることもできます。
※企業実習を受け入れた場合、1か月1人あたり60,000円（税抜）を上限に訓練委託費をお支払いします。ただし、実習内容、安全確保等の要件を満たした事業所に限ります。

実施している訓練コース

○ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）
（標準コース）
機械・CAD技術科、CAD／CAM技術科、CADものづくりサポート科
電気設備技術科、エコシステム科、電気制御技術科、ものづくりプログラム科
住宅リフォーム技術科、住環境計画科、ビル管理技術科
（企業実習付コース）
機械保全サポート科、電気設備技術科、ものづくりプログラム科、住宅施工技術科

○ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）
（標準コース）
金属加工科、CADデザイン科、電気設備技術科、ビル管理技術科、ビジネスワーク科
（企業実習付コース）
機械加工技術科

○ポリテクセンター函館（函館訓練センター）
（標準コース）
ものづくり機械科、電気システム科、住宅リフォーム科、設備管理科、ビジネスワーク科

○ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）
（標準コース）
建設荷役車両運転科、電気システム科、ビジネスワーク科

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　北海道支部

○ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）訓練第一課　℡ 011-640-8761
URL：https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/
○ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）　訓練課　℡ 0166-48-2327
URL：https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/
○ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）　訓練課　℡ 0154-57-5938
URL：https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/
○ポリテクセンター函館（函館訓練センター）　訓練課　℡ 0138-52-0323
URL：https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/